

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成25年 9 月 13 日 (金曜日)

予算・決算委員会

平成25年9月13日（金曜日）午後1時30分 開会

本日の委員会に付した事件

第109号議案 「質疑・討論・採決」

第110号議案～第116号議案 「質疑・討論・採決」

出席委員（15名）

委員長	滝川健司	副委員長	加藤芳夫				
委員	下江洋行	前崎みち子	山田たつや	中西宏彰	中根正光	鈴木達雄	
	長田共永	鈴木司郎	鈴木眞澄	丸山隆弘	森 孝	菊地勝昭	
	荒川修吉						
議長	夏目勝吾						

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 村田道博 議事調査課長 中島 勝 書記 伊田成行 今野 千加

開 会 午後 1 時 30 分

○**滝川健司委員長** ただいまから、予算・決算委員会を開会します。

本日は、去る11日の本会議において本委員会に付託されました議案のうち、第109号議案 平成25年度新城市一般会計補正予算（第2号）から第116号議案 平成25年度新城市新城市市民病院事業会計補正予算（第1号）までの8議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いします。

第109号議案 平成25年度新城市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

はじめに、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、下江洋行委員。

○**下江洋行委員** それでは、質疑に入ります。第109号議案 平成25年度新城市一般会計補正予算（第2号）歳出2款1項7目、財産管理費、公共施設マネジメント推進事業、15ページです。

1点目、業務委託の内容について伺います。

2点目、今後の行財政運営にどのように反映させていく考えであるか伺います。

3点目、委託料の妥当性について伺います。

○**滝川健司委員長** 滝川総合政策部参事。

○**滝川昭彦総合政策部参事** それでは、ただいまの三つのご質問につきまして、私のほうから回答させていただきます。

まず、第1問目の業務委託の内容についてですが、委託業務の内容は大きく三つに分けられます。一つは、市が保有する建物の劣化状況、使用状況等を確認し、改修や更新の時

期、方法を計画するための建築士による現地調査です。

二つ目に施設情報を集計、分析し、保全方針等を検討するための公共施設白書の作成です。

そして三つ目に、公共施設の建築年度、規模、建設費、年間利用者数、維持管理費等の情報を施設ごとに台帳管理し、随時に実態把握することのできる電算システムの導入です。これらの業務委託について、2年間の継続事業により取り組みます。

次に、2問目の今後の行財政運営にどのように反映させていくかについてですが、高度成長期以降、多くの公共施設や道路、水道等のインフラ資産が整備されてきましたが、それらが耐用年数を迎えつつあり、近い将来に多額の更新費用が必要となる見込みです。他方で、税収は景気の動向に左右され、また年々多様化する行政需要に新たな財政負担も考えられることから、これまでどおり更新費用を確保していくことは困難と思われま

す。そこで、公共施設白書の作成により、市が保有する公共施設やインフラ資産の現況と将来の更新費用を一元的に把握し、見える化することで、市民と問題意識を共有した上で施設の計画的保全、長寿命化による更新経費の抑制、あるいは施設の集約等による施設数の適正化を進め、財政の健全化に資するよう活用してまいります。

3問目の委託料の妥当性についてですが、委託料の金額につきましては東三河5市の担当者間で情報交換を行っており、そのうちの2市が既に採用し、全国的にも数多くの実績を有するコンサルタント会社から参考見積もりを徴し、それをもとに積算を行いました。このように他市の状況を含め検討しており、妥当な委託料であると考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

○**滝川健司委員長** 下江洋行委員。

○**下江洋行委員** まず、1点目のほうの再質

疑に入りますが、大きく三つの業務委託の内容について、ご説明をいただきましたけれども、この公共施設白書については、これは公共施設建物はもちろんだと思いますが、道路だとか、それから水道・下水道、そういったインフラ、こういったものも含めて調査して、この白書を作成されるのか、そのあたりのご説明はちょっとなかったもので、よろしく願いします。

○滝川健司委員長 滝川総合政策部参事。

○滝川昭彦総合政策部参事 今回、施設調査を行うところにおきましては、今回の公共施設白書は今後の保全方針等を立てる上で使うものですので、建物等の実態調査を行いますけれども、現地でのものの調査の中でインフラ資産のほうは調査を行いません。

ただし、将来的にはそうした施設についても、更新費用がかかってまいりますので、現地調査ではなく持っている台帳等の情報から、将来必要経費等を算出しまして、白書の作成の中での必要となる総金額としては、把握して将来推計の中で検討していく資料としていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 今の点ですが、所管のほうでの台帳で、そのあたりは把握できるということで、庁内でその公共白書的な基礎資料となるようなものを作成できると。こういう理解でよろしいですか。

○滝川健司委員長 滝川総合政策部参事。

○滝川昭彦総合政策部参事 他市の状況等を確認しておりますけれども、インフラ資産等につきましても、なかなか、そのものごとの現地での劣化状況等の調査というのは難しい状況ですので、やはり整備年度等の資料等から将来の改修時期等を推計して、全体での費用計算のもとにしているというのが実態であります。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 今後の行財政運営につなげ

ていくために、市の公共施設の全体像を一元把握をできるような、こういう大変重要な、大切な基礎資料ということで、私はこの事業についての重要性は認識しておりますし、その中で一つ。施設を一元管理する、今、それぞれの所管ごとに管理、そして状況を把握しているそういった資料は、十分でないかもしれませんが、ある程度、きちんとしたものがあると。

ところが、この一元管理できる、していく公共施設の見直しの実施計画を立てる上においても、今後、市の組織のあり方も、やはり横断的に一元管理するためのそういった推進室のような組織のあり方も、この今後の行財政運営の中で求められると思いますけれども、2問目のほうで、そういったところまでは説明がなかったんですが、その点、どのようにお考えになりますか。

○滝川健司委員長 滝川総合政策部参事。

○滝川昭彦総合政策部参事 愛知県内の他市におかれましては、今、委員、ご指摘のような専属の組織をつくって対応されているところもあるというのは存じ上げておりますが、今回、補正予算を提出させていただくに当たりましては、まずは、公共施設の実態、そして将来の課題というものを見える化するところまでのところで検討しております。そうした検討の中で進めていく上で、この課題への取り組みの業務量等が把握されていくかと思っておりますけれども、今時点で組織の検討というのはしていないところでございます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 いずれ検討が必要になってくることであろうかというふうに考えておりますけれども、それから、先ほどこの公共施設白書を市民との問題意識の共有のためにも考えるということですが、これも大変重要なことです。この市民との問題意識の共有、要するに危機感を共有するというか、その手法については、どういうふうに考えていますで

しょうか。

○**滝川健司委員長** 滝川総合政策部参事。

○**滝川昭彦総合政策部参事** この白書作成の段階では、業者を入れまして科学的な手法で、どういった将来が予想されるか、あるいはそれに対して、どんな対応ができるか。先ほどの答弁にもさせていただきましたが、先ほどの答弁にもさせていただきましたが、長寿命化等で更新経費を抑制するだとか、そういったことは既に検討の手法としてはあるようではありますが、さまざまな検討手法を、この白書の中で提示した上で、この白書作成後にそうした市民の皆さんなどを入れた検討会議のようなものを設けて、より将来のその施設のあり方について検討していくような場を設けていけたらというふうに今、現在、思っております。

○**滝川健司委員長** 下江洋行委員。

○**下江洋行委員** 委託料の金額については、これ2年間ということで予算では2,220万円合計しますと。それぐらいの委託料ということで、これは先ほどコンサルタントというのは、ちょっと確認しますが、既に東三河の2市で実施した自治体があると。そこと同じコンサルタントを使うという、こういう方針ですか。

○**滝川健司委員長** 滝川総合政策部参事。

○**滝川昭彦総合政策部参事** 委託料を補正予算として要求するに当たりまして、2市が採用し、優良な業者が行っている業務でしたので、これを参考に委託料については積算を行っておりますけれども、業者選定につきましては、プロポーザル方式による提案をいただいて、その中から業者を選定したいと思っておりますので、決してこの2市が使っている業者に決めているわけではありません。

○**滝川健司委員長** 下江洋行委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、中西宏彰委員。

○**中西宏彰委員** 歳出2款1項1目、一般管理費、庁内管理事業、15ページです。

旧市民体育館の利用期間は、いつまでを予定しているのか、お伺いします。

○**滝川健司委員長** 請井行政課長。

○**請井洋一行政課長** 旧市民体育館の利用につきましては、区長文書でお知らせをさせていただいたところでございますが、新庁舎建設にかかる事務手続きに時間を要することから、10月以降も当分の間使用できることと、体育館の解体スケジュールが決まり次第、改めて使用期限をお知らせするというようにしております。

今の段階では、いつまで使用できるかについて申し上げることができませんけれども、予算につきましては、本年度末までの維持管理にかかる経費を積算いたしましたものでございます。

以上です。

○**滝川健司委員長** 中西宏彰委員。

○**中西宏彰委員** 当然、利用期間の長い、短いによって経費、管理費は変わると思われますが、今回のこういう半年の延長によって割高感、割高にならないのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○**滝川健司委員長** 請井行政課長。

○**請井洋一行政課長** 割高になるか、ならないかということでございますけれども、維持経費にかかる予算につきましては、いずれも適正に見積もりを徴しまして、効率的なものという形で選択をした結果の積算でございます。

○**滝川健司委員長** 中西宏彰委員。

○**中西宏彰委員** さらなる延長の場合は当然、新年度予算のほうに反映されてくるかと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

○**滝川健司委員長** 請井行政課長。

○**請井洋一行政課長** あくまで25年度の末までの予算の積算でございまして、それ以降は先ほど申しましたとおり、解体工事のスケジュール等の状況を見て判断をしていく形になるかと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○**滝川健司委員長** 中西宏彰委員。

○**中西宏彰委員** 同じく、歳出2款1項7目財産管理費、財産管理一般事務経費、15ページです。

なぜ、この時期に財産区台帳整理をする必要が生じたのか、お伺ひいたします。

○**滝川健司委員長** 三浦市民自治推進課長。

○**三浦 彰市民自治推進課長** それでは、お答えをさせていただきます。

現在、本市には新城地区に20の、そして鳳来地区には六つの、作手地区には一つの合計27の財産区がございます。いずれの財産区も、この従来から財産区台帳を整備しておりますが、台帳は紙ベースで作成されたものが多く、様式も統一をされておられません。

このような状況の中、中宇利財産区にかかる裁判についての判決があり、財産区の一部の土地が財産区財産ではない旨の判決が確定をしております。

今回のこの判決結果を受け、改めて所有権等の権利関係を調査する必要が生じました。全ての財産区の台帳を改めてデータベース化し、今年度の各財産区の決算には、この新しく作成された台帳により各財産区に財産の検証をしていただきたいと思います。

その結果、今年度末には財産区台帳が、一元管理する効果が期待されて、そして今回、補正予算をお願いするものでございます。

以上です。

○**滝川健司委員長** 中西宏彰委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** 2款1項7目の財産管理費公共施設マネジメントで、ちょっと1点、お聞きしたいと思います。

先ほど、プロポーザルということでしたが、先ほど、プロポーザルということでしたが、先ほど、プロ

ポーザルでやっているのか、それとも全国的にそういう感じなので今後の、入札ではなくて、プロポーザル方式で執行するのか、他市の状況どうでしょうか。

○**滝川健司委員長** 滝川総合政策部参事。

○**滝川昭彦総合政策部参事** これまでに、私どもが東三河5市、あるいは県内の先進市のほうに確認したところによりますと、業者委託をしているところにつきましては、プロポーザル方式でその提案内容を見て採用しているということで、愛知県内でいきますと全ての自治体が行っているわけではないんですけども、4社ほどの業者が自治体によって使われているという実態があります。

○**滝川健司委員長** ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費の質疑に入ります。

質疑者、前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** お願いします。

歳出3款3項1目、児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業、17ページ。調査目的、調査対象、調査内容をお伺ひします。

○**滝川健司委員長** 金田こども未来課長。

○**金田明浩こども未来課長** それでは、お答えさせていただきます。

今回、補正予算で要求いたしました子ども・子育て支援ニーズ調査につきましては、平成24年8月の国会において可決・成立いたしました「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年3月末までに市町村に策定が義務付けられました「子ども・子育て支援計画」の基礎資料となるものであります。

調査目的につきましては、この計画で確保を図るべき、教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、ゼロ歳から小学3年生までの児童の保護者を対象に「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」を把握す

るものであります。

調査対象につきましては、現在のところ、無作為で抽出した就学前児童の保護者1,000名と、放課後児童クラブの対象年齢となる小学校1年生から3年生までの保護者1,000人の計2,000人を予定しております。

調査の内容につきましては、国が定める「必須項目」と地域の実情に合わせた市町村独自で設定できます「任意項目」の2種類となります。

必須項目の主なものとしましては、居住の地域、家族の構成、児童の年齢、保護者の就労状況及び就労に対する希望、園や子育て支援センター等の利用状況、病児・病後児保育の利用希望、放課後の過ごし方などでございます。

また、任意項目につきましては、これから具体的に検討・精査していくこととなりますが、施設や支援施策などで保護者が望んでいる子育て環境、園などの利用目的、育児休暇の取得状況などでございます。

以上であります。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 今後、大変、新城市にとっても子育ての状況をきちんと把握して事業を行っていくために、大変大切なニーズ調査だと思いますが、この調査目的について今、ちょっと説明の中で確認させていただきたいんですけど、平成27年3月までに策定でしたか。平成26年度中に策定という意味ですか。どちらか、教えていただきたいと思います。

○滝川健司委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 計画につきましては、平成26年度末に策定しまして、平成27年4月からスタートという形になります。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 ということは、来年度1年で計画を立てていくということで、これで予算が通った後、すぐニーズ調査に入られると思うんですが、この内容につきまして、先

ほど説明がありましたけど、内容、あと対象。その辺、大変重要な、これから施策に、事業との関連があるんですが、この辺につきましては、どういうところで決められて、今、言われたようなことは実際、市民の方たち、対象の方たちの調査内容、こういうことを調査していったほうがいいじゃないかとか。そういうような市民協同の部分でニーズを拾い出すときには必要だと思うんですが、その辺、この内容と対象者を決めるとき、話し合い等は行われましたでしょうか。

○滝川健司委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 このニーズ調査につきましては、8月27日に初めて県のほうから説明会がございまして、その中でひな型が示されました。それに基づきまして、ニーズ調査をするわけなんですけども、その報告がこの12月末までに報告をするように指導がされております。

ですので、とりあえず市の中で今までの現状等を踏まえまして、調査項目を必須項目プラス、うちでどのようなニーズ調査が必要かというのを、項目を検討させていただきまして、調査をさせていただきたいと思っています。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 この点について、私は新城市は先立ってこども園制度というのを、いわゆる国が子ども・子育て支援制度というのをつくる前に、こども園制度というのをつくりまして、そのときにかなり市民の方々、それから関係部署の方々を交えて、そこで会議が開かれていますので、その方たち、そのとき検討委員会の委員としていたわけですが、その方たちに一度、今回のニーズ調査について話をもっていただくとか、またそのときに出された課題、市の課題というのは結構そのときに出されていると思うので、そのときの意見をもう一度拾い出して、ここでニーズ調査、きちんとしていただくと。そういうような

ことはできないでしょうか。

○**滝川健司委員長** 金田こども未来課長。

○**金田明浩こども未来課長** 今、ご提案いただきましたように、今までの調査内容も加味しながら、調査項目を設定していきたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** そうしますと、調査対象のところで一つ気になるのが、放課後児童クラブについてのことがあるので、1年から3年までの2,000人という話があったんですが、これは放課後児童クラブ、国が出してきている中でもそうなんです、6年生までをきちんと放課後対策していこうじゃないかというのもあるので、これはもう少し対象に幅を広げたほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○**滝川健司委員長** 金田こども未来課長。

○**金田明浩こども未来課長** このニーズ調査につきましては、国が示している中では、就学前児童につきましては必須で、必ず調査しなさいということになっておりまして、就学児童につきましては、市町村の判断で調査をするということになっております。

です、今のところ、小学3年生までを対象にして、これからの希望を重視して小学校3年生までで調査をしたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** ぜひ、こども園制度のときにも、かなりこの問題もありました。それから障害児の放課後の対策というのも、今回子ども・子育て支援制度の中で、かなり福祉サービスのほうとの関連で、児童福祉のほうに変わった点もありますので、この辺、障害児の問題についても、検討のほうを入れていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○**滝川健司委員長** 金田こども未来課長

○**金田明浩こども未来課長** 今、言いました

病後、病後児の関係ですけれども、この関係につきましても、必須事項の中でもその病気についてというような内容なんですけれども、調査項目に入っておりますので、その辺をもう少し——、障害児、障害児ですね。障害児の方につきましても、項目の中に任意で追加できますので、その辺も含めまして、調査の対象とさせていただきたいと思います。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

質疑者、前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** お願いします。

4款1項8目、助産所費、助産所運営事業、19ページ。1、機器の購入目的とその効果は。2、機器の維持管理費に対しての費用対効果は。

お願いします。

○**滝川健司委員長** 伊藤へき地医療支援室長。

○**伊藤五十人へき地医療支援室長** それでは、2問の質疑に対しまして回答させていただきます。

まず、1問目の機器の購入目的とその効果につきまして、現在、しんしろ助産所に設置されています「分娩監視装置」で得られた胎児・母体の計測情報データは、助産師が紙ベースで聖隷三方原病院へ持参して、口頭で状況を医師に報告して対応をとっております。

データにつきましては、子宮収縮とそのときの胎児の心拍が印字されたもので、データが膨大になるため、FAXでは送信できない状況にあります。

今回このシステムを導入することにより、直近のデータを病院並びに嘱託医師にリアル

タイムに送信することが可能となり、適切な医師の指示を受けることができます。

また、病院到着前から病院側の対応準備ができるようになり、妊産婦や医師及び病院の負担軽減となり、安心安全のレベルが高まることが考えられます。

併せて、離れたところにいる囑託医師とも情報を共有することで、遠隔診療も可能となり、妊産婦の負担が軽減されることも考えられます。

今後、ローリスクの初産婦の方も利用できる態勢づくりのため必要な機器だと考えております。

続きまして、2問目の機器の維持管理費に対する費用対効果につきまして、維持管理費につきましては、分娩監視転送システムを安定稼働させるため、ハードウェアの故障不具合対応、ソフトウェアのバージョンアップ及びリモートメンテナンスなどを予定しております。生命にかかわるデータを正確に発信するために必要な経費と考えております。

保守委託により、システムの性能を維持し、安全性を確保することで、安心感が生まれ、妊産婦に対する医療サービスの向上が期待されます。それとともにシステムの故障率の低下により、経済的メリットも期待されると考えられます。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 今までは、紙ベースで内容を報告をするという状況であったという、そういう状況の中で、ほんとに助産所で30件以上の方たちを無事に出産してきたという。大変、助産師さんたちのご苦勞、それからまた聖隷の先生の大変、そういう情報があまりすぐに入らない中での出産を見守っていただくという大変ありがたい、今までのことに、まず感謝したいと思います。今回、入れましたモバイルCTG、これは遠野市のところで視察に行ったときに、大変これはいいもの

であるし、やっぱりすぐに情報が伝わるというのはいいなと思いました。

先ほどの答弁の中に妊婦さんの負担の軽減にもなるということで、今、現状のところでは妊婦さんが、やはりだんだん出産が近づいてきたときに、健診に聖隷のほうに行く回数も、だんだん近づいていくにつれて増えていく。その辺の、聖隷病院のほうに、最後36週からは毎週のように行くってというような、その辺の妊婦さんの軽減につながるということはあるのでしょうか。

○滝川健司委員長 鈴木しんしろ助産所長。

○鈴木伸江しんしろ助産所長 ただいまの委員の質問にお答えします。

私どもが今回お願ひしますシステムというのは、健診を全てしんしろ助産所で行うというものではありません。妊娠はいくら正常でありましても、経過中にはお腹が張ったり、出血をしたりということで時間を問わず臨時で診察を受けたいという方がまいります。

早産期になれば、その中に子宮の収縮があるかとか、そのときに子どもが元気であるかという情報が大変重要な診察手段になりますけれども、実際に私どもが体験したケースでいきますと、モニター上、お腹が張ってないけれども、お腹は張るという自覚はあるし、週数も28週ぐらいだったら1度、やっぱり先生の診察を受けたほうがいいですから一緒に行きましょうということで夜行きました。

聖隷に行って診察等をして「今日は大丈夫だからお薬出すので様子見てくださいね」ということで帰ってきたんですけど、実際、帰ってきて翌日になっても張りが治まりませんで、やはりまた夜になつてずっと張りっぱなしだけど大丈夫だろうかというような話がありました。

今回、モニターつけるよりも、ちょうど時間が交代際でしたので、早く診察に行きましょうということで聖隷に行きまして、診てもらってそのときも一旦帰ってきたんですけど

ど、どうにもおかしいということで翌日また診察に行って、結局入院になりました。まだ週数が早いものですから、胎児が2,000g超すまでは入院しましょう。また2,300gいくまでは入院しましょうというような指針が出てくるわけですが、そのときに何回も妊婦さんは病院に行き来をするわけですね。また、その診察のたびに囑託医は呼び出しを受けて時間を問わず、業務外に診察に見えるわけです。

そういうのが、やはり実際リアルタイムなものを送信することで、いろいろな指示もただけて、じゃあ明日こういう支度をしていられっやいとか、そういうことが負担軽減につながると思います。

また、出産のときにも、陣痛ということでいらしたときに心拍がだあっと下がって、60、70の心拍でもうこれは急いで行かないといけないというような事態も今まで2件ほど経験しておりますけれども、実際にいくと、これはバリアビリティーがあとで出てるから、ただ臍帯圧迫でしょうというような判断をいただくこともあります。だから、そういったときに、やっぱり医師の診断をいただけるというのは大変ありがたいものですから、私達も安全な出産に向けて頑張っておりますけれども、そういったところを酌んでいただきたいと思います。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 やはり生死、大変な状況の中でやってみえるので、ほんとに熱いお答えありがとうございます。ほんとにそのように思います。ほんとに子どもが生まれるということは、全てのことを背負ってのことで、こういうモバイルCTGが入ること、とてもいいことだと思います。

先ほどの中で、ローリスクの方も今までリスクがある妊娠の方、これ点数によって、ある意味、点数化して受けられないということがあったんですけど、今回、ローリスク

の方を受け入れることになるような条件になるという、これは確実じゃないかもしれませんが、その辺もう既に少しローリスクの方で点数的に、もしこのモバイルを入れることによって決まっているなら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○滝川健司委員長 鈴木しんしろ助産所長。

○鈴木しんしろ助産所長 ただいまの委員の質問は、リスクというか、点数の高いものについて、どうしているかということと、初妊の初産の方を受け入れるのかということだと思いますけれども、やはり私どもだけで決められることではありません。初妊はかねてから囑託医がハイリスクだということをずっと申しておりますので、やっぱり自分たちの仕事ぶりをちゃんと評価していただいて、そこで信頼関係がもっともって重なってよしというような、向こうの受け入れの理解が必要かと思っています。

ただいま、もう少し高いものにつきましては、受け入れ、経産婦については、あとのバックが、聖隷で受けるということを知ればいいたろうということで、グレーゾーンの方はずっとお受けしております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 確認ですが、これを取り入れることによって、すぐにはまだいかないけど、これからさらに信頼関係を積み重ねてこのローリスク、初産の方も、ということを含めまして受け入れるということが可能になってくる。それがこれからの維持管理費の費用対効果にもつながると思うんですが、そういうような認識でよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 鈴木しんしろ助産所長。

○鈴木しんしろ助産所長 はい。私ども、そうならば、ほんとにありがたいと思っております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出5款労働費の質疑に入ります。

質疑者、長田共永委員。

○長田共永委員 それでは、歳出5款1項1目、労働諸費、勤労者対策一般事務経費、21ページです。

2点お願いします。

1点、有海勤労者センター屋根防水改修工事とのことですが、労働費で拠出する理由を伺います。

1点、本施設を地元移管する可能性を伺います。

以上です。

○滝川健司委員長 柿原商工課長。

○柿原紀宏商工課長 それでは、まず1点目でございますが、有海勤労者センター屋根防水改修工事につきましては、有海地内の新東名高速道路の工事に伴いまして、環境モニタリングを行うということで、有海勤労者センター内に監視装置を設置する予定であります。一部雨漏りが発生しておりまして、装置の設置に支障があるため改修工事を施工するものであります。この有海勤労者センターの管理費につきましては、労働費に予算措置してあり、目的別予算に沿いまして、今回改修工事費も労働費で予算措置するものであります。

続きまして、2点目の地元移管の可能性でございますが、有海勤労者センターにつきましては、公共施設のあり方検討会の指針におきまして、地元へ移管する施設ということになっておりまして、現在、有海区と移管についての協議をしております。地元移管の可能性につきましては、引き続き、地区との協議を進めていく予定であります。今回の環境モニタリングの実施期間や結果等を踏まえまして、地区住民の方の安全に十分配慮しながら

ら調整していきたいというように考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 長田共永委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出5款労働費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

質疑者、長田共永委員。

○長田共永委員 それでは6款1項3目、農業振興費、地域農業振興事業、同じく21ページです。

1点、過疎地域等自立再生対策事業における事業内容と主催団体を伺います。

○滝川健司委員長 河合農業課長。

○河合吉夫農業課長 それでは、お答えをさせていただきます。この事業は、高齢化の進行等によりまして、日常生活機能の確保や耕作放棄地の増加などが深刻化するなど過疎地域の深刻な課題に対応するため、過疎地域の住民団体等による総合的な取り組みを支援することにより、地域の活性化を図ることを目的とした事業でございます。

この事業を過疎地域であります作手地域におきまして、今まで人的資源、自然環境、農畜産物など自慢できるものがあるものの、これらの地域資源を十分に生かされていない状況でございました。

このため、従来の各団体などの活動や自慢できる農畜産物、豊かな自然資源などを生かしながら、連携させ、「人」、「もの」、「資源」、「情報」などが循環する仕組みをつくり、地域全体が連携し、地域を活性化させる仕組みづくりを行うものです。

具体的には、4点の事業を計画しております。

1点目は、作手地域には得意な技術を持っている方、歴史文化、自然環境に詳しい方などがいますが、これらの皆さんにご活躍いただくように地域内外で知ってもらうための体験メニューなどを作成し、高齢者の生きがいづくりや若者への地域資源の伝承などの取り組みである都市農村交流事業。

2点目は、農畜産物の規格外品などの商品化や、その他農畜産物も生産者の所得向上と産地維持・再生を図るための、高付加価値をつけました農畜産物の開発研究の取り組みであります農畜産物研究事業。

3点目は、地域の女性などによりまして、地域で採取できる山菜などを食べることができる山野草や地元農畜産物などを活用しまして、この地域ならではの特産品や料理の開発研究の取り組みであります地域食材研究事業。

4点目は、従来の各団体等の活動など地域のさまざまな情報を発信しまして、地域を活性化するためのインターネットの整備ですとか、情報発信の方法などの取り組みを行う地域情報発信事業の四つの事業の内容となっております。

次に、事業実施主体でありますけども、ただいまの4点の事業に、それぞれの部会を設置しまして、関係します、例えば「作手を考える会」ですとか、「農協の各種部会」、女性の組織「つくで手作り村」ですとか、などの現在、活動しておられます団体組織を活用しまして、各部会に配置をしまして、その部会の代表者で構成する全体の組織を発足しまして事業実施主体としていきたいというように考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 順次お聞きしますが、これ国県から850万円の予算を委託料に充てているかと思うんですが、これ単年度事業ということでしょうか。

○滝川健司委員長 河合農業課長。

○河合吉夫農業課長 今年度の単年度の事業でございます。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 せっかく、この事業計画等がきちっとした予算付けが多分、補正でされていると思いますので、こうした部分で今の4点のうちに引き続き、いい事業であれば継続するべきだと思うんですが、そういった点まで含めて考えておられるかどうか。その点をお願いしたいと思います。

○滝川健司委員長 河合農業課長。

○河合吉夫農業課長 今回の事業は、仕組みづくりのための必要な資材ですとか、ネット環境の整備ですとか、特産品の開発などを行うための費用でございまして、これに基づいて来年度以降につきましても、具体的には地域おこし協力隊のようなものを活用しまして、継続をしていきたいというように思っております。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 1点つまらない質問をするんですが、これ5,000円の旅費というのは何に使われるんですか。

あとで結構です。あとで教えてください。

○滝川健司委員長 河合農業課長。

○河合吉夫農業課長 これは担当者会議の名古屋出張の旅費でございます。

○滝川健司委員長 よろしいですか。

長田共永委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

質疑者、山田たつや委員。

○山田たつや委員 では、歳出7款1項3目観光振興費、観光施設等整備事業、P25。

茶臼山公園整備は、どのようなコンセプトで整備を計画されているのか、お伺いします。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 それでは、ご説明させていただきます。新東名高速道路、設楽原パーキングエリア仮称でございますが、こちらの商業施設のコンセプトが戦国をイメージして建設するとされています。

隣接地である信長戦地本陣周辺についても地域の観光資源を有効活用するため、地元関係地区等への情報提供等を含めた協力依頼をしております。

パーキングエリアや地元区民の方々などとも意見調整を図りながら、専門的な知識・技術などの面の検討も加え、基本設計を進めたいというふうに思っております。

現段階では、公園整備のコンセプトとして、「長篠・設楽原の戦い」や、パーキングエリアとの連携、市民も歴史資源に触れることができるというようなテーマにしつつ、基本設計の中でコンセプトを固めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 最近では歴史が特にブームですから、このテーマでいいかと思いますが、これは山の整備事業ということですので、この山というのは整備事業地は市の所有の土地でしょうか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 市の土地かどうかということですが、今の茶臼山公園の場所は市有地でございますが、そのほかのところは民地でございます。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 隣接する民地ですが、これは地元の方が所有されておられるのでしょうか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 地元の自治会等々、民地というようなことでございます。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 では今後とも、地元の民地の所有者の方とは話し合っていかれるかと思いますが、隣接するところというのは野田城址でもそうなんです、民地の方というのは、整備事業の話し合いをこれからしていかないといけないと思いますが、木を伐採するとか見通しをよくするための、そういう話し合いも今後、当然入っていくかと思いますが、その辺はどのように考慮されておりますでしょうか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 先ほども、ご説明させていただいたとおり、地元地区等への情報提供を進めながら、その辺のご理解をいただきながら、地元の意向等も反映させていただいた基本設計という形で固めていきたいというように考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山田たつや委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、山田委員が質疑した7款1項3目の観光振興費、今、茶臼山公園の整備とお聞きしたんですけど、これは地元のご理解もいただいて基本設計をするということは、地元エリアというか、要するに区域は確定して地元の皆さんの地権者のご理解をいただいた上のことと、それから中日本高速との調整というのは、もう済ませていただいて。ただ9月補正、あくまでもこの補正でやらないと間に合わないということなのかどうか。要するに新年度の26年度予算でもいいのかどうかということですけども。どうしても今、緊急性を要する、間に合わないということで今回したことか2点、お願いいたします。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 まず、1点目の地元のご理解について、もう既に取れているかとい

う内容でございますが、地元の牛倉区、富永区等々へは、昨年度の内容から中日本高速から商業施設がどういうふうになるかというのが少しずつわかってきた段階で、お話しをさせていただきながら進めておまして、完全に契約まで至っているかというのと、そうではございませんが理解を深めていきながら進めているという状況をご理解いただきたいと思います。

それから2点目の、中日本高速との連携でございますが、中日本高速が新東名の静岡県区間、こちらのほうの商業施設等のコンセプトを決めて実際に開業したわけなんです、共有したわけなんです、なかなかそれがうまくいっていないというような状況もあって少しずつ長引いてきて、ようやくこの6月ごろに、そういう商業施設のコンセプトが戦国をイメージしたものになるということが初めて明らかにされたものですから、その内容も含めて連携を図っていくという形で今、この基本設計をお願いをして来年度、買収等も出てくる形になるかと思いますが、その辺を含めて開業のところで間に合うものについては、やはり開業と同時に茶臼山の信長本陣の周辺の整備が図られると、より一層観光振興へのPRというものができるといふふうに考えておまして、この9月補正で、ぜひお願いしたいということで、ご理解いただきたいと思いますように思います。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 歳出10款3項1目、学校管理費、中学校管理事業、31ページ。

1点、お伺いします。

ガレリアトップライト改修工事により、ど

のような効果を見込んでいるか、お願いします。

○滝川健司委員長 小林教育総務課長。

○小林義明教育総務課長 お答えいたします。千郷中学校のガレリアトップライトとは、ちさと館北側の入り口の屋根付きオープンスペースの天井にある光を取り入れるガラスの部分のことでございます。

ここは、ちさと館がありますが、このちさと館または千郷中学校体育館の複合施設になります。平成6年建築で20年経過しております。トップライトについても建設当時のままとっております。そのため、コーキングの劣化が進んでおまして、一部について鳥害によりなくなっている箇所があり、ガラスも6枚ほど割れております。ただし、網入りガラスなものですから、今すぐ落下する危険性はございませんが、本工事により割れているガラスを取り替え、コーキングを施工し直すことにより雨漏りの解消、落下の危険性、建物の劣化を防ぐものとなります。

以上でございます。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 先ほど、6枚ということと6枚を替える面積と、また下に網が張ってあるところも網の修繕をするということも理解をしているんですけども、その点についてちょっと確認をさせていただきます。

○滝川健司委員長 小林教育総務課長。

○小林義明教育総務課長 6枚のガラスと主に高所作業車を使うということで、金額がのしておりますが、大きくはコーキングの劣化ということでもあります。

それから今、言われました網というのは、落下防止の網なのかというように見えますが、あれはやはり鳥の害の網ということで、今回の修繕には入っておりません。

以上でございます。

○滝川健司委員長 続けてお願いします。

○鈴木眞澄委員 続いて、10款5項3目、文

化財保護費、長篠城址史跡保存館管理事業、33ページ。

3点お伺いします。

伐採することで、どのような効果を見込んでいるか。

2点目、伐採対象木は何か。

3点目、伐採後の植栽計画はあるか。

お願いします。

○滝川健司委員長 山内文化課参事。

○山内祥二文化課参事 それでは、お答えいたします。今回、補正をお願いしております危険木伐採業務委託につきましては、昭和40年代初頭に植えました桜約60本、それから本丸入口にある樹齢100年のケヤキ1本の、それぞれの枝が、テングス病だとか、古木化して枯れてしまっているために、それらが落下して観光客や駐車場の自動車等に危険を及ぼすおそれがあると考えられますことから、未然防止策として実施するものでございます。

実施効果といたしましては、事故の未然防止、それから環境の美化、樹木の育成等が考えられます。

また、伐採後の植栽計画は特にありませんが、ここ2、3年11月中旬に行っております秋の桜まつり等におきまして、地元の方たちの協力を得ながら施肥だとか、幹に生えていますこけ取りなどを実施して、環境整備に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 今、61本ということで桜の木が60本、ケヤキの木が1本ということで、枝をはらうと、また、まるっきり枯れた木がこの60本の中にあって全部を下から切ってしまうという木も、この60本の中にあるわけですけど、その内訳はわかりますでしょうか。

○滝川健司委員長 山内文化課参事。

○山内祥二文化課参事 今、委員ご指摘の幹を切ってしまう木は1本もありません。ほとんど枝の伐採でございます。

よろしくお願いたします。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 切って処理をすることもあると思うんですけども、せっかくの桜の木とか、ケヤキの木がいろいろなことにも再利用できるのではないかというふうに思うんですけども、そういうことも、せっかくこれだけの木を剪定するわけですので、何か再利用方法も考えて、この中に含まれているんでしょうか。

○滝川健司委員長 山内文化課参事。

○山内祥二文化課参事 過去にも、こういった病気だとか、あと古木化して枯れてしまった枝の処理、この処理については非常に難問でございまして、再利用につきましては、木を燃やすストーブ、そういったものに燃料として利用している程度で、あとはほとんど処分という形になると思います。

以上です。

○滝川健司委員長 よろしいですか。

鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 10款6項3目、学校保健費学校給食安全対策事業、33ページ。

食物アレルギーの生徒数の把握状況について、お伺いします。

○滝川健司委員長 小林教育総務課長。

○小林義明教育総務課長 お答えいたします。最近、食物アレルギーがある児童・生徒が学校での給食時に誤食のため死亡するなどの事故がたびたび報道されております。

本市においては、幸いにもこうした事故は発生しておりませんが、事故を未然に防ぐためにも、考えられる措置はあらかじめとっておくように努めていきたいと考えております。

このようなことから、今回の補正予算でアレルギーがある児童生徒用として使用する食器の購入を計上させていただきました。購入予定の食器は、その他の児童生徒用のものと一目で明確に区分できるよう、色つきふたつ

きのもの、井、汁椀50セットの購入を予定しています。購入数につきましては、今回の計上に際し、各学校でそれぞれ把握している食物アレルギーのある児童生徒数を集計したもので、市内全小中学校を合わせた数でございます。

以上です。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 50セットということで、全小中学校の生徒数の状況把握が、その数字ということだと思えます。それプラスアルファの余裕をみた購入ではなくて、この人数きっちりの数字ということによろしいですか。

○滝川健司委員長 小林教育総務課長。

○小林義明教育総務課長 今回、計上に当たりまして栄養教諭、栄養士の先生に照会をいたしまして、今、現在アレルギーの児童生徒の数を照会をいたしまして出てきたものがあります。ただし、この中には果物のアレルギーの子どもの部分には入っておりません。汁椀と井椀を今回、購入してほしいということで果物については別途、今までのやり方でやるということ聞いております。

以上です。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 これは大変、事故の未然防止に重要な、必要なことでありますが、例えば転校生が転校してきたり、そういったときに必要が発生するようなどきのために、またその都度、購入するということであろうかと思うんですけれども、その用意は必要かというふうに思いますけれども、どのように考えられますか。

○滝川健司委員長 小林教育総務課長。

○小林義明教育総務課長 委員、ご指摘のとおり、転校生があり、また出て行く場合もございます。今回は全市内の小中学校まとめて、初めて導入するという形なものですから、金額が上がってきますけれども、一つひとつの膳については、それほど高いものではありません。

るので、そういうケースが出れば学校の管理費であるとか、それから足りなければ、教育総務課からの支出という形で対応したいというふうに考えております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

以上で、第109号議案の質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第109号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって第109号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第110号議案 平成25年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から第116号議案 平成25年度新城市新城市市民病院事業会計補正予算（第1号）までの7議案を一括議題とします。

これより、質疑に入ります。

本7議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより、本7議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第110号議案から第116号議案までの7議案を一括して採決します。

本7議案は、原案のとおり可決することに

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第110号議案から第116号議案までの7議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案のうち補正予算案件の審査が終了しましたので、本日はここまでにとどめることとします。

以上で、本日の予算・決算委員会を散会します。

次回の委員会は、17日午前9時から再開いたします。

散 会 午後2時37分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 滝川健司